

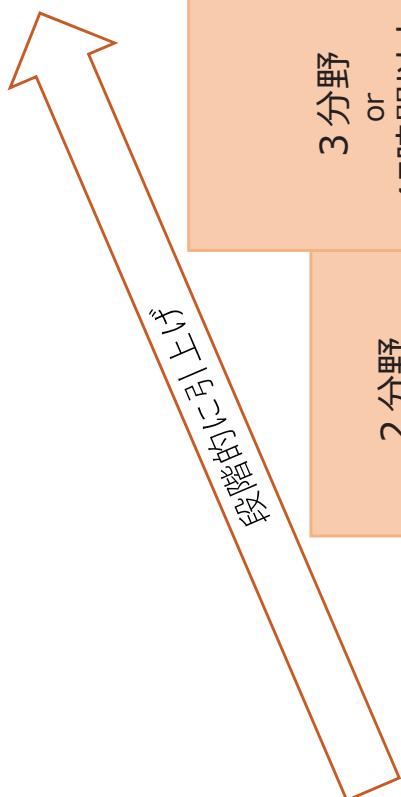
1. 研修修了要件の取扱い

- 新型コロナウイルス感染症の影響下において、地方自治体の研修実施体制の構築に一定の期間を要することを踏まえ、令和4年度からの研修修了要件の適用(は行わない)。

- 研修受講の重要性と円滑な要件の適用を考慮して、研修要件を段階的に適用することとし、副主任保育士・中核リーダー等[については令和5年度、職務分野別リーダー・若手リーダーについても]は令和6年度を適用開始年度とする。

- 副主任保育士・中核リーダー等[については、初年度に求める研修修了数は1分野(15時間以上)とし、令和6年度以降、毎年1分野(15時間以上)ずつ必要となる研修修了数を引き上げる。]

副主任保育士・中核リーダー等



令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (完全実施)	令和9年度

職務分野別リーダー・若手リーダー

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度

→ 要件適用せず → 1分野 or 15時間以上

※副主任保育士等において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保したうえで、副主任保育士等に係る加算額を配分して賃金の改善を行う職務分野別リーダー等についても、令和6年度以降は、1分野(15時間)以上での研修修了が必要